れなりこそあればこそ、こうしてストライキも起きたのです。
編輯の悪事は私達に対する苛酷ばかりではありません
學生禮讃会と云ふ名目で同会の青少年を誘惑しては保証金を搾領して居る様な
数事件を見ても如何に編輯の行為が悪らつなものであるかと云ふ二とを裏書
することが出来ます。 このストライキで交渉した際には暴力団を使たり、府会
議員である処から警察まで抱き込んで私達の要求をケトバしたのです。
私達は当然の権利の要求を貫徹するまではドシドシ迫害されても負けずに闘って行か
なければなりません。

讀者の皆様!!
新聞代が高いのは店主が遊んで居て営業から儲けた金でぜいたくしてゐるか
らです此の新聞代を正当な代償までさげる為にも私達の当然の権利を斗ひ
取る為めにも是非協力して闘って頂きたいのです

★★★
彼等の支配人にゴマカサレズ目的の達するまで是非御願ひいたし
ストライキ解決まで毎夕新聞を讀まないこと
ストライキ解決まで料金を支拂はないこと
新聞代を正当に引下げるまで斗かうこと
宣傳していたゞく様お願ひいたします。

東京毎夕新聞三河島支局争議團

爭 2641
6. 6. 26

警秘第二五二二號
昭和六年六月二十二日
警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長官殿
各廳府縣長官殿 （八廳府縣）

東京毎夕新聞三河島支局勞働爭議ニ關スル件 （第三報＝解決）

要旨
(1) 標記爭議主謀者谷口外一名ノ拘留ニヨリ交渉中絶中ナリシカ釈放后
(2) 六月十八日両者交渉ノ結果九名ニ對シ金九十円ヲ支給シ解決セリ

標記爭議ハ六月十八日解決セルカ状況左記ノ通

記

一、勞資ノ状態及解決条件